

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年9月5日付け大ゆ第30683号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 8 月 9 日付け大ゆ第 30589 号
により行った大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）
第 10 条第 2 項に基づく公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は、公開をし
ない旨の決定としては妥当であるから、本件決定に対する異議申立て（以下「本件異議
申立て」という。）は棄却されるべきである。

ただし、公開しないこととする理由については、異議申立人が行った別表の（え）欄
に掲げる公開請求（以下「本件請求」という。）が条例に規定する要件を満たさない不
適法な請求であるとして却下とすべきであるから、本件異議申立てを棄却する決定の理
由中において、その理由を訂正すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 26 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、本件
請求を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求について、公開請求を拒否する理由を別表の（お）欄に記載
のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 12 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、
行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

決定通知書に公開請求拒否の理由として、自宅と思わしい住所が記載されているとあるが、自宅の住所など記載しておらず、異議申立人の思い込みである。

故に、記載事項には氏名を除くと、住所など個人に関する情報はなく、自宅と思わしい住所の記載を無視して公開の手続きを進めることを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は「個人の住所と思わしい住所」は異議申立人の思い込みの住所であり、個人情報には該当しない旨主張している。しかしながら、本件請求で記載されている住所が、たとえ異議申立人の思い込みの住所であっても、本件請求に係る公文書の存否を回答することにより、条例第7条第1号により非公開とすべき特定の個人の情報が特定される可能性があるため、条例第9条により、公開請求拒否の決定を行った。

また、本件請求について「請求する公文書の件名又は内容」欄から個人の自宅と思わしき住所を削除し請求していただくことで、存否応答が可能となると考えられることから、補正の依頼を行ったが、異議申立人が補正に応じなかったため、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求に自宅と思わしい住所が記載されていることを理由に、その存否を答えることにより、条例第7条第1号に規定する非公開情報を公開することになるため、条例第9条により公開請求を拒否することを理由として、条例第10条第2項に基づいて本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、当該住所は正しいものではないので個人情報には当たらないことから、本件決定を取り消すべきであるとして争っている。

しかしながら、異議申立人は本件請求において別表の（え）欄に記載のとおり「当時の委員長よりその内訳を聞き、文書化し、公開することを求める」旨の記載をしていることから、本件請求は現に公文書として存在しない文書の作成を求めるものであると認められる。

したがって、本件異議申立てにおいて問題となるのは、本件決定の妥当性に加え、本件請求の適法性である。

3 本件請求の適法性について

まず、条例第5条は「何人も…当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と規定している。また、「公文書」は、条例第2条第2項で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。したがって、公開請求の対象となるのはあくまでも現に実施機関が保有する公文書に限られる。

ここで、前記2に記載のとおり、本件請求では、公開の前提として新たに文書の作成を求めていることが請求書の文面から明らかであって、現に公文書として存在しない文書の作成を求める趣旨でなされたと認められる。

したがって、これらの請求趣旨及び内容は、条例第4条に規定する「この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求をするように努めるとともに…」の趣旨に適わず、本件請求の記載を前提とすれば、不適法な請求であると言わざるを得ない。

4 本件決定の妥当性について

実施機関は、条例第9条により公開請求を拒否することを理由として、条例第10条第2項に基づき本件決定を行っているが、前記3で述べたとおり、本件請求については、本来、不適法な請求であることを理由に条例第10条第2項に基づき本件請求を却下する決定を行うべきであったと解される。

しかしながら、いずれの決定によったとしても、条例第10条第2項に基づく公開をしない旨の決定であることには変わりがないことから、その意味において、本件決定は妥当である。

なお、実施機関は、今後、現に存在しない公文書の作成を求める趣旨の公開請求があった場合には、公開請求の対象とならない旨を請求者に説明し、所要の補正を求める等の対応を行った上でなお請求者が補正に応じない場合にあっては、当該公開請求を却下すべきである。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 曾我部真裕

別表

(あ)	諮問書	平成23年9月5日大ゆ第30683号
(い)	決定	公開請求拒否決定
(う)	請求日	平成23年7月26日
(え)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	本年7月22日に公開された「聖天山テニスコート運営委員会平成20年度～平成22年度収支報告書」は3年間とも管理費として20,000円が端数金額もなく支出されている。当日説明をした係長は、ジュース代等ではないですかとバカな事を言う！ 故に、当時の委員長〇〇〇〇(△△△ △-△-△)、●●●●(▲▲▲ ▲-▲-▲)よりその内訳を聞き、文書化し、公開することを求める。
(お)	公開請求を拒否する理由	本件公開請求には聖天山テニスコート運営委員会の元委員長の自宅と思わしい住所が記載されており、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、特定個人に係る住所等、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」を公開することになるため、条例第9条により、当該公開請求を拒否する。
(か)	異議申立て年月日	平成23年8月12日
(き)	担当	ゆとりとみどり振興局 緑化推進部 南部方面公園事務所

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第33号

年 月 日	経 過
平成23年9月5日	諮問
平成23年10月5日	異議申立人から意見書の提出
平成23年11月7日	審議(論点整理)
平成23年11月21日	審議(論点整理)
平成23年12月5日	審議(論点整理)
平成23年12月19日	審議(答申案)
平成24年1月23日	答申